

平成26年第4回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成26年11月28日（金曜日） 午前 9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第51号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第52号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第53号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第48号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）について
- 第9 議案第49号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	佐藤	純一	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
監査委員	山田	稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成26年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から、本日の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

11月26日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成26年第4回臨時町議会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は6件でありまして、さらに議員提案による議案が1件あります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成26年第4回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

以上のとおり議会運営委員会で決定をいたしましたので、議員並びに説明員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ご苦勞様でございました。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長及び清井農業委員会会長、さらに、仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が6件、さらに、議員提案による議案が1件ございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、山本朝英君、10番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございしますので、発言を許したいと思えます。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

本臨時町議会にあたり提案しています概要は、後ほど述べさせていただきますけれども、ご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

一つご報告をさせていただきます。

それは、全国町村監査委員協議会において、私どもの代監さんがこの度7年間の在職の功労を表彰されまして、監査委員の功労表彰を受賞したところでございます。

代監さんにつきましては、現在、北海道監査委員協議会の副会長を歴任されて、本町のみならず北海道内の監査委員業務に対して非常に功績を認められ表彰されたものでございます。改めて、この席をお借りし、山田代監に対して心からお祝いを申し上げるものでございます。おめでとうございます。

それでは、最初に各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、総額で508万円の追加補正を提案させていただいているところでございます。

その主な内容ですが、平成26年8月7日に人事院勧告が出され、国家公務員にかかる改正給与法が国会で成立しましたので、これに基づきまして、議員及び特別職の期末手当と一般職の勤勉手当の支給率の引き上げを行うこととし、議会費、消防費、給与費の追加

補正となっているところでございます。

次に、水道事業会計についてでございますが、一般会計同様、職員の勤勉手当引き上げに伴い、22万3千円の追加補正を提案させていただいているところでございます。

次に、条例改正についてでございます。

先ほどもご説明いたしましたが、人事院勧告に準じて期末手当の支給率を引き上げることとし、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正。

職員につきましては、人事院勧告に準じ、勤勉手当の引き上げ改定などを行うとともに、職務給の厳格化による給与費の抑制などを行うこととし、職員の給与に関する条例等の一部改正。それとあわせて現在取り組んでおります給与の独自削減については、12月をもって廃止することとし、職員の給与の特例に関する条例の廃止を提案させていただいております。

また、今年21日に衆議院が解散し、同日の閣議で衆議院議員選挙が12月2日公示、14日投開票と選挙日程が決定されたことに伴いまして、その準備に急を要したため、選挙執行経費について、11月21日付けで専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

以上、町から提案させていただいている6件の議件の詳細につきましては、副町長または担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたしまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎議案第54号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の31ページになります。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、報告し承認を求めるというものでございます。

この専決処分につきましては、今、町長の挨拶の中でも前段ございましたけれども、この内容等につきましては、議案書32ページ以降の専決処分書のとおりになっておりますけれども、平成26年度訓子府町一般会計補正予算については、今言いました11月21日に衆議院が解散しまして、同日の閣議で第47回衆議院議員総選挙の公示が12月2日、来週になりますけれども、それと投票日が12月14日ということで決定してございます。その準備につきましては、短い期間でしたけれども、既に始まっているということがございまして、11月21日付で専決処分をさせていただいたという内容の概要でございます。

それでは、32ページの専決処分書によりまして、専決処分を行った平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の内容について説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出それぞれ468万1千円を追加し、

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ42億7,758万円とするものでございます。

第2項は、この補正の款項の区分ごとの金額等でございますので、次のページの第1表のとおりとなっておりますけれども、これはご覧をいただくことといたしまして、内容については、34ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、34ページをお開き願いたいと思っております。34ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書ですけれども、まず、歳入の13款、国庫支出金、3項、1目の総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙委託金としまして、全額国から交付されるというもので468万1千円を計上してございます。

次に、歳出になります。

2款、総務費、4項、4目の衆議院議員選挙費の事業区分、衆議院議員選挙執行費でございます。まず、報酬といたしまして、選挙管理委員4人、延べ11回分の委員報酬で6万円、それに投開票管理者および立会人、この方々が延べ70人分の報酬55万3千円、職員手当等では、投開票にかかる投開票管理職等の特別勤務手当、延べ24人分14万6千円、それと職員の時間外手当等、延べ106人分で159万9千円を計上してございます。旅費では、事務説明会や投票用紙の受領事務等でございますので、網走までの8千円を計上しております。需用費では、選挙用事務用品や入場券印刷、投票所の賄いといひますか、食糧費などで120万9千円の計上でございます。役務費では、郵便料や計数機の点検、それと選挙啓発広報などで37万5千円、委託料におきましては、ポスター掲示場、26カ所でございますけれども、設置及びその期間中の管理業務などで60万5千円、使用料及び賃借料においては、電子複写機や投票所借り上げの費用としまして10万4千円、最後に負担金、補助及び交付金では、各投開票立会人の非常勤公務災害補償組合負担金としまして2万2千円の計上でございます。これら全部をあわせて468万1千円の計上となっているものでございます。

以上、専決処分承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。基本的には、毎回同じような内容ですので、さして問題はないかと思っておりますけれども、今回緊急にこういう状況が発生したということで、今説明がありましたように職員等の出役が相当多いということもあります。年末にかけて、この出役作業についての一般業務への支障がどのように影響するのか、そこを伺いたいのと、もう一点は、委託料の関係でありまして、ポスター掲示場設置管理業務の関係であります。この委託状況がどのようなかたちで行われているのか。例えば、うちの町内でどのような方法で委託されているのか。その辺について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） まず、前段のほうの一般業務への影響という部分でございますけれども、そして、後段の看板については、総務課長のほうから説明いたしますけれども、ま

ず、一般業務への影響というのは、必ずこれ選挙というのは、衆議院は特にいつくるかわからないという状況がありますので、それについては、普段の業務をおいてでもやらなきゃならないという部分ありますけども、当然普段の業務を遅らせるわけにはいかない部分ございますので、その部分については、ほとんど主に総務課がやっていますけども、総務課の中でカバーしながらやっている。そして、職員全体が選挙は毎年のように大体ありますので慣れているという部分もございまして、投票の前日及び投票日にかけては、皆で分担しながら協力し合っているということで、そんなに支障的にはなりませんけど、総務課には、とにかく負荷は年末ということもありまして、負荷がかかることは間違いありませんけども、それについては、粗相なくというか、他の業務についても粗相なく同時に平行で進めていくというかたちになろうかと思っておりますので、それほど、慣れていている部分でいけば、心配しているものではございません。そんなことで影響はなきにしもあらずということですので、与えないようにやっているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 2点目にポスター掲示場の設置について、どのように進めているかというお尋ねがございましたけども、これにつきましては、町内業者、それから町外もうちの役場といろいろ取り引きしている業者がございまして、それらも含めて見積合わせというかたちで進めさせていただいています。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、委託料の関係で町内外業者の見積合わせの中でということでもありますけれども、例えば今回の対応の中での町外業者等も含まれているのかどうか、その辺について、説明願います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町外業者1社入っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。関連して今の上原議員の、委託料の関係でもうちちょっと伺いたいんですが、ポスター掲示場施設管理業務に携わる業者の数、過去の例もあるんでしょうけども、どれぐらいの業者が携わって、見積りでは何人ぐらいの人工で計算されているのか、ちょっと伺いたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 以前は1社、末広の1社ございましたけども、現在、町内2つの業者、それと町外1社ということで見積合わせを行ったところでございます。

それから、人工等につきましては、業者のほうの都合というものもありますんで、その辺につきましては、ちょっとこちらのほうで今、把握しておりません。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今関連でお伺いいたしますが、今までは末広にあった1社が請け負っていたけど、今回、町外も加わったというのは、今回がはじめてですか、今までも

あったんですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） それまでは、町内業者だけで見積合わせをやっておりましたが、今回、1社が辞退したということもございますので、町外業者も含めて見積合わせをさせていただいたものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第50号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第4、議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書13ページでございます。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。

これは議員提案であります。

議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成26年11月28日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。訓子府町議会議員、工藤弘喜、同じく、余湖龍三、同じく、佐藤静基、同じく、上原豊茂。

本年8月7日に国家公務員に対して出された人事院勧告に基づく給与改正法案が今臨時国会で成立をいたしました。本町の議会議員の期末手当については、従来からこの勧告に準じて改正してきている経過を踏まえ、10月29日の全員協議会において協議を行い、最終的には11月17日の全員協議会で決定をし、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明をいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にて、ご説明をいたします。

まず、第1条であります。本年12月に支給される期末手当を現行の2.05カ月から2.2カ月とし、年間の支給月を0.15カ月プラスして、4.1カ月とするものであります。

なお、これにつきましては、平成26年度限りの措置であります。

また、第2条では、その下段にあります第2条ですが、平成27年度以降に支給される分についてであります。6月期に支給される期末手当を現行の1.9カ月から1.975カ月とし、12月期に支給される期末手当を現行の2.05カ月から2.125カ月とし、年間の支給月数を26年度と同様、0.15カ月プラスをし、4.1カ月とするものであります。

次に、13ページに戻りまして、附則でありますけれども、この条例は、公布の日から施行するものといたしますが、ただし、第2条の規定につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第50号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第48号、
議案第49号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第51号、日程第6、議案第52号、日程第7、議案第53号、日程第8、議案第48号、日程第9、議案第49号は、関連する議案ですので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第51号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページでございます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第51号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定が行われたことに伴いまして、これまで同様、国家公務員に準じて特別職の給与改定を行ってきた経緯を踏まえ、期末手当の支給率を月数に置き換えますと年間3.95カ月から4.1カ月へ0.15カ月引き上げるものでございます。

記以下に改正条文が載っておりますが、第1条は、本年12月期の期末手当の支給率の改正、第2条は、平成27年度以降の6月期と12月期のそれぞれの期末手当の支給率を改正するものでございます。

次の16ページに新旧対照表、その下にさらに整理したものを期末手当改正概要として表にまとめてございますので、ご覧いただきたいと思います。

表の左にある第1条、第2条というのは、今回の改正条例の条のことでございますけれども、現行欄の下には、平成26年度、平成27年度以降の支給率を支給月数に置き換え、それぞれ記載してございます。

平成26年度は、既に6月期の期末手当を支給済みでございますので、現行の12月期の支給月数2.05カ月に今回引き上げとなる0.15カ月を加えて2.2カ月に、平成27年度以降につきましては、年間の引き上げ分0.15カ月のうち、0.075カ月分をそれぞれ配分し、6月期では1.975カ月、12月期では2.125カ月と改正するものでございます。

前の15ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思いますけれども、施行期日につきましては、第1条が、公布の日から、第2条は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第51号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第52号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 引き続き、議案書の17ページをご覧いただきたいと思います。

す。

議案第52号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、本町の場合、独自の人事委員会がございませんので、これまで国家公務員の給与規定に準じて給与制度を定めておりますが、本年8月7日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定がなされたことから、条例改正するものでございます。また、これに加えまして、来年度以降の給与水準の適正化も見据えた中で、現行制度の一部見直しを行おうとするものでございます。

18ページから22ページにかけまして改正条例を、23ページには期末・勤勉手当と通勤手当の改正内容を整理した概要表、24ページから29ページまでは新旧対照表を載せておりますが、改正内容説明の際にそれぞれご覧いただきたいと思っております。

改正条例につきましては、施行期日の違い、過去に行った一部改正条例の附則の改正がございまして、3条で構成しております。

まず、第1条では、人事院勧告に基づく、通勤手当、勤勉手当関係、給料表の改定、それと人事院勧告以外では、地方公務員法に規定の給与の根本基準であります職務給の厳格化による級別職務分類表の改正について規定しております。

はじめに通勤手当の額の改正でございしますが、23ページの一番下の通勤手当改正概要をご覧いただきたいと思っております。表には距離区分ごとに、改正後と改正前の比較したものを掲載しております。距離区分に応じまして、100円から7,100円まで引き上げ改定を行い、本年4月1日に遡^{そま}及して適用することとしております。

次に、勤勉手当支給率の改正でございしますが、同じく23ページの上の二つの表に支給月数に置き換えて改正内容をまとめております。

一般職員では、年間支給月数を0.15月、再任用職員については、0.05月引き上げることとし、改正条例第1条には平成26年度分について規定しており、年間引き上げ分を12月期に支給、第2条では、平成27年度以降について規定しておりまして、年間引き上げ分を6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう配分することとしております。

次に、勤勉手当総額に関する規定でございしますが、25ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っておりますが、第16条第2項第1号及び第2号、それから下のほうにいきまして附則第13項の下線部分でございしますが、勤勉手当の支給率を改正することに伴い改正するものでございます。これにつきましては、第2条におきましても勤勉手当支給率の改正がございしますので、支給率に応じて同様の改正を行うこととしております。

次に、給料表でございしますが、20ページから22ページまでの別表第1のとおり改正するもので、これにつきましても本年4月1日に遡^{そま}及して適用するものでございます。

次に、本年の人事院勧告以外の改正であります、26ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

地方公務員法では、職務給を職員の給与の根本基準と規定しておりまして、町の条例では、職員の職務は、給料表の1級から6級まで級別の標準的な職務を定めた、ここに載っております別表第2の級別職務分類表で定める職務の区分に従い決定することとなっておりますが、国家公務員の基準を基に一部見直すこととし、今回改正するものでございます。

具体的には、現行欄の表の3級の欄をご覧いただきたいと思いますが、係長、主査及び主任の職務を係長等として同じ職務としておりましたが、改正案の3級の欄をご覧いただきたいと思いますが、係長及び主査の職務を係長等とし、主任を別区分とするものでございます。4級の欄をご覧いただきたいと思いますが、現行では主任も係長等に含まれておりましたので、4級昇格がございましたが、改正案では、主任は除かれるということになります。

次に、第2条でございます。

第2条では、先ほど説明いたしました平成27年度以降の勤労手当関連の改正のほかに、本年の人事院勧告に基づく2点の改正がございます。

1点目でございますが、27ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、

表の中段の第20条の2では、管理職員特別勤務手当について規定しておりますが、現行制度では、管理職が週休日等に勤務した場合のみ管理職員特別勤務手当が支給されることとなっておりますが、平日深夜に及ぶ長時間勤務を行っている実態があるということから、平成27年4月1日以降は、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の深夜0時から午前5時までの間に勤務した場合については、勤務1回につき、6千円を超えない範囲内で、規則で定める額の管理職員特別勤務手当を支給する旨、改正するものでございます。

2点目でございますが、28ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の上から6行目からの附則第9項では、6級職の55歳を超える職員に対する給料等の1.5%減額支給措置について規定されております。55歳を超える職員の給料表の水準が給料表の改定等により抑制されておりますので、現行では当分の間ということになっておりましたが、これを平成30年3月31日までの間と終期を設定するものでございます。

次に、19ページに戻っていただきまして、第3条でございますが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を改正するものでございます。

またちょっと飛びますが、29ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、

当該条例の附則第7項では、平成18年4月からの給与構造の改正に伴いまして、給料の切替えに伴う経過措置として、切替日の前日に受けていた給料月額を保障する、いわゆる現給保障制度がございましたが、今回給料表が改定となり、給与水準が見直され、制度を継続することは職員間の均衡を欠くこととなるため、平成26年12月31日をもって廃止することとして改正するものでございます。

議案書の19ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思いますが、第1条第1項では施行期日、同条第2項では適用日、第2条では適用日前の異動者の号俸の調整を規定しております。なお、第2条については、本町には該当者はございません。

それから第3条では、給与の内払いを規定し、今回の改正で、給料及び通勤手当については4月に遡^{そきゅう}及して適用いたしますが、改正前に支給された給与については内払いとみなすこととしております。

第4条では、適用日から施行日までの間における給料月額の特例措置を規定しており、改正前の給料表で受けた給料月額が、4月に遡^{さかのぼ}る改正後の給料表の給料月額に達しない場

合については、4月から11月までの給料月額は改正前の給料表を適用するというを規定しております。

第5条は、条例施行に関しての規則への委任について規定しております。

以上、議案第52号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第53号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の30ページをご覧ください。

議案第53号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について。

職員の給与の特例に関する条例（平成23年条例第5号）を廃止する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の給与の特例に関する条例につきましては、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員の給料月額を2%削減することを規定しておりますが、議案第52号の職員の給与に関する条例等の改正により、級別職務分類表の見直し及び給与構造見直し時の現給保障制度の廃止など、平成27年1月1日以降、給与の水準の適正化に取り組むこととしております。

このため、現行の本俸2%削減措置につきましては、本年12月31日をもって廃止しようとするものでございます。

記以下に条文を掲載しております。

職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例。

職員の給与の特例に関する条例（平成23年条例第5号）は、廃止する。

附則にございますように、この条例は、平成27年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第53号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第48号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

まず最初に、今回の補正予算の基となります関連条例の説明を前段で今、説明させていただきましたけども、今回の補正予算では、予算科目の区分で不足する期末手当及び勤勉手当の分のみを提案させていただいております。

また、率につきましては、条例改正のところで説明しましたように議員及び特別職3人は期末手当の部分で率の調整をさせていただいた。職員につきましては勤勉手当のところで調整させていただくということになります。

なお、残りの給与改定に伴いまして、これに付随する給料の分とか共済費、負担金等につきましては、3月予算の中の整理予算の中で整理させていただきたいと思っておりますので、

ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、1ページの議案書の説明に入らせていただきます。

議案第48号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ508万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ42億8,266万円とするものでございます。

第2項では、今回の補正にかかる款項の区分ごとの金額等につきましてですが、次のページの第1表のとおりでございますが、これは後でご覧いただくことにいたしまして、この後の3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思っております。

それでは、事項別明細書の説明になりますけれども、まず歳出の方から説明させていただきますので、4ページをお開き願いたいと思います。

それでは、1款、議会費、1項、1目の事業区分、議員人件費では、12月分の期末手当の支給割合を2.05カ月から2.20カ月に0.15カ月分を増額するというもので、10人分の29万7千円を職員手当等として追加するというものでございます。

次に、真ん中の表になりますけれども、9款、消防費、1項、1目の消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の詳細につきましては、次のページ、下のページになりますけれどもご覧いただきたいと思っておりますが、消防組合の予算書は期末手当と勤勉手当が一緒になっておりますけれども、内容は職員の勤勉手当の分ということでご理解いただきたいと思います。率につきましては0.675カ月から0.825カ月に0.15カ月増えたということで、14人分の72万8千円を職員手当等として追加しております。

次に、前のページに戻っていただきまして、今度は一番下の表になりますけれども、13款、給与費、1項、1目の事業区分、職員給与費では、特別職3名の期末手当0.15カ月分を増額、26万3千円の追加、それと職員88名の勤勉手当0.15カ月分を増額379万2千円、合計で405万5千円を職員手当等として追加するというものでございます。

なお、これによりまして、6ページ、7ページの給与費明細書も変更になっておりますけれども、これは後でご覧いただきたいと思っております。

次に、前のページに戻っていただきまして、3ページですね、歳入になります。

18款、繰越金、1項、1目の繰越金につきましては、これは今回の補正の財源調整として508万円を追加するというものでございます。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第49号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書8ページでございます。

議案第49号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、その提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、平成26年度水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的支出で、営業費用を22万3千円増額し、支出の総額を1億6,032万1千円とするものであります。

次に、第3条では、予算第7条に定めた経費の職員給与費を22万3千円増額し、総額3,027万2千円とするものでございます。

次の9ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでございますので、内容の説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出であります。収益的支出の内、1款、1項、営業費用の3目、総係費につきまして、手当の22万3千円の追加につきましては、一般会計と同様、人事院勧告に基づき、12月支給分の勤勉手当の支給率が0.675カ月から0.825カ月に改正になったことによりまして、職員4名分の勤勉手当22万3千円を追加するものであります。

次に、10ページの平成26年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの、一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございますが、今回の補正に伴いまして、第1回補正後と比べまして、I業務活動の内、当年度純利益で22万3千円減額し、IVの資金増加額が同じく22万3千円減の1,005万1千円となります。VIの資金期末残高も同じく22万3千円減の3億7,980万円となっております。

11ページから12ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しており、その中で2として今回の補正に伴います給料及び手当の増減額の明細を記載しております。後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第48号、議案第49号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第51号の質疑を許します。議案書15ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第51号の質疑を終了いたします。

次に、議案第52号の質疑を許します。議案書17ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。議案第52号に対する質疑ということなのですが、この職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、今、課長から説明をいただいたわけなんです。説明を聞いていまして非常に今回の人事院の勧告とその対

応ということからくるものだと思うんですけども、私もそうなんです、対町民にしても非常にちょっとわかりづらい部分というか、理解がどこまでいただけるのかな、その内容の中身が、ポイントを明らかにしたほうがわかりやすい部分が、理解を得られやすいんじゃないかなというふうにちょっと思っていたところです。これは全員協議会の中でもちょっとご説明いただいたわけではありますけれども、やはりそういう部分というのは、必要になってこないかなということなんです、そういう観点から一つは、質問というかたちだけではないんですが、ちょっと申し訳ないんですが、一つのポイントとして1点目は26年度にかかわる対応ということで1点目があるというふうにとらえてよろしいでしょうか。例えば、4月1日に遡^{そきゅう}及して、いわゆる給与を上げていくという部分、2%でしたか、何%か上がっていくと。その上がっていく部分が、いわゆる若年層に配慮した中で、今回の勧告の一つは若い職員の人たちの給与を少しでも上げていかなきゃいけないという対応として1点目があるのかなというふうに思ったんですけれども、そういうかたちでの給与改定というふうにとらえていいのかという問題が1点です。

それともう一つは、来年度以降の給与改定、いわゆる来年度以降の給与制度の見直しと、いわゆる総合的見直しという部分が2点目のポイントというふうにとらえていいのかな。それは上げるというのではなくて、給与水準を平均2%引き下げていくんだという、それが一つのポイントになっている今回の提案なのかなというふうに思うんですが、抱き合わせで、こうきているような気がするんですが、そこら辺をもう少しわかりやすく、それが実際どうなっているのかも含めて、ちょっとお聞きしたいんです。

それともう一つ、総合的な見直しの中で、27年度以降から該当になる部分についていけば、例えば先ほど説明がありました何ていうのか、激変緩和措置みたいな、先ほどの説明の中にあつた新旧の経過の中で、経過措置というのがありましたですね。28ページの改正案の中で平成30年3月31日までの間という条文、これはどういう意味を持って現実的にどう本町の場合出てくるのか、数字として出てくるのか、この部分がどういうふうなことになるのかというふうに、これだけ見ているとちょっとわかりづらいんです。それで、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。何点かちょっとあるんですけども、とりあえずそういうことで、最初のポイントが今回の改正のポイントがどこにあるのか、給与が上がっていく部分と来年度以降の見直しとして、総合的な見直しで下がる方向にある部分と二つがあるような気がするんですが、その辺をやはり明らかにして、そこに問題点がないのかどうかということもやはりわかりやすくしたほうがいいのかなというふうに、説明の中ではあってもいいのかなというふうに思いますので、その辺とそれに付随してもう1点が猶予期間といいますか、そういうことが一体どういうふうなことになるのかということのがちょっと理解できなかったんで、実際どういうふうにするのか、あわせてちょっと説明をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回の改正につきましては、大きく7点ほどありまして、まず、通勤手当、それから勤勉手当、それから給料表の改定、それから管理職員特別勤務手当の改正、それから先ほど経過措置といわれました6級職で55歳に到達した者については、1.5%今減額しているんですけども、これについての改正、これが人事院勧告に基づく改正でございます。あと級別職務分類表の見直し、それから平成18年の給与構造

改革が行われたときの、それ以来、経過措置として行われていました現給保障制度、以上の7点が改正ということになっております。給料表のほうにつきましては、給与の総合的な見直し、今回出されました勧告の中にあります総合的な見直し部分は、今回含まれておりません。これにつきましては今回、勧告は大きく2つに分かれていまして、例えばそういう4月に^{さかのぼ}遡る部分と、それから来年4月以降の給料の総合的な見直しというふうに大きく分かれていますが、前段の部分の4月に^{さかのぼ}遡っての給料表の改定ということになっています。これにつきましては、ご存じのとおり人事院勧告につきましては、民間の賃金との比較を行って勧告のほうが出されております。4月から民間との格差の部分について、4月に^{さかのぼ}遡って埋めるというかたちで4月に^{そきゅう}遡及するというかたちになっております。

それから、ただいま申し上げましたように、2点目でご質問ありました来年度以降の総合的な見直し部分につきましては、給料表につきましては、まだ現在、職員組合等とも協議中でございますので、それにつきましては、今回含まれておりません。

それと先ほど申し上げました平成30年3月31日までと終期を設定する今回の経過措置の部分でございますけれども、現在6級で55歳を超えている職員については、給料月額1.5%減額して支給されております。これが今まで当分の間ということだったものですから、期限が決まっていなかったんですけれども、これについては、55歳以上の高齢層の職員の給料の抑制がされているということで、これについては、今後、総合的な見直し部分も含めた中で、平成30年3月31日までという3年間の猶予期間を設けたかたちでの措置ということで、今回、終期のほうを設定させていただいております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第52号の質疑を終了いたします。

次に、議案第53号の質疑を許します。議案書30ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

次に、議案第49号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第49号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第48号、議案第49号の採決を行います。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第48号、議案第49号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第48号、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(橋本憲治君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時35分